

小樽市生きる支援関連施策

| 番号 | 担当課 | 事業名等 | 自殺対策の視点を踏まえた事業内容 |
|----|---------------------|------------------|--|
| 1 | 生活環境部生活安全課 | 安全で安心なまちをつくる業務 | ①「小樽市安全で安心なまちをつくる条例」に基づく、市民、事業者及び町会その他の団体による犯罪、交通事故及び健康被害の防止のための自主的な活動、市及び市民等によるこれらの防止に配慮した生活環境の整備、その他これらの防止のために必要な取組をする。 ②「小樽市防犯協会連合会」の事務局は小樽警察署にあるが、連携を強化し広報・啓発を行う。 ③「小樽市暴力追放運動推進協議会」の事務局を置くことから、暴力団排除運動と広報・啓発を行う。 地域のネットワークの構築につながり、相談窓口に関する情報提供の機会となり得る。 |
| 2 | 生活環境部男女共同参画課 | 女性相談関係事業 | ①女性相談の実施と関係機関との連携 ②DV相談カードの設置や情報誌・市ホームページ等による相談窓口の周知 ③研修による職員の育成 ④被害者の早期発見のために民生委員や地域関係団体等との連携強化 ⑤被害者の適切な保護のために一時保護施設や警察など関係機関との連携強化 ⑥暴力防止に関する研修会の開催 ⑦市ホームページに「DV防止と被害者支援について」の掲載 ⑧市内高校にデートDVについてのリーフレットの発行 これらを通して、DV被害者の相談の拡充を図るとともに、相談対応の中で必要に応じて適切な機関につなげることが可能。 |
| 3 | 生活環境部地域住民組織担当 | コミュニティリーダー研修 | 町内会役員の高齢化や加入率の低下等多くの課題を抱えている現状の中で、これらの問題解決の一助として、町内会長や役員を対象に研修会を開催する。自殺対策についての取組や相談機関の周知を図る機会となり得る。 |
| 4 | 生活環境部地域住民組織担当 | 地区連合町会長と市長と語るつどい | 20地区連合町会長と市との会議を開催し、地域から市に対する提言や意見交換を行う。自殺対策についての取組や相談機関の周知を図る機会となり得る。 |
| 5 | 生活環境部地域住民組織担当 | 町会長と市との定例連絡会議 | 146町会長と市との会議を開催し、町内会から市に対する提言や意見交換を行う。自殺対策についての取組や相談機関の周知を図る機会となり得る。 |
| 6 | 福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアG | 地域住民グループ支援事業 | 地域住民等による自主グループ（おおむね65歳以上で10人以上の介護予防を目的に集まった団体）への活動費の助成。高齢者の居場所づくりとなる。 |
| 7 | 福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアG | 地域包括支援センター運営事業 | 地域包括支援センターにおいて、業務（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務等）の中で、必要に応じて適切な相談機関につなげる。 |
| 8 | 福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアG | 認知症高齢者見守り事業 | 地域住民を対象に認知症を正しく理解し、認知症高齢者及びその家族を支える認知症サポーターを養成する。また、小樽市立病院認知症疾患医療センターと協力し「認知症サポーターステップアップ養成講座」を開催し、認知症の方の対応について実践的な知識を深める講座を実施する。サポーターの養成は、地域の中で問題を抱えている方を発見する気づき役の拡充につながる。 |
| 9 | 福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアG | 認知症地域支援・ケア向上事業 | 認知症カフェの事業を実施している団体又は事業を開始しようとする団体に補助金を交付する方法で実施する。また、認知症のケア向上を図るための相談支援等を行う認知症地域支援推進員を各包括支援センターに配置している。認知症高齢者の居場所づくりであるとともに、高齢者やその家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげることが可能。 |
| 10 | 福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアG | 介護予防サポーター養成事業 | ①介護予防サポーター養成講座（年1回直営）②フォローアップ講座（年1回直営）③新規地域版介護予防教室の運営支援（地域包括支援センターへ委託）。サポーターの養成は、地域で問題を抱える方を発見する気づき役の拡充につながる。 |
| 11 | 福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアG | 高齢者虐待防止ネットワーク | 高齢者虐待に適切に対応するため、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係団体との連絡調整や情報交換を実施し、関係機関の連携体制強化を図る。 |
| 12 | 福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアG | 在宅医療・介護連携推進事業 | 小樽市医師会など関係機関で構成する「おたる地域包括ビジョン協議会」と連携して取り組み、医師会に業務委託することで医療と介護の連携に関する事業を実施する。連携体制の強化となる。 |
| 13 | 福祉保険部福祉総合相談室福祉総務G | 民生児童委員協議会補助金 | 要援護者の福祉向上のため、活動及び組織の充実強化を図る。児童民生委員は、地域で困難を抱えている方に気づき適切な相談につなげることが可能。 |
| 14 | 福祉保険部福祉総合相談室福祉総務G | ボランティア育成事業費補助金 | 活動促進のため、支援及び運営に必要な経費を助成。ボランティア活動の中で、対象者の抱える問題の早期発見と対応の機会になり得る。 |
| 15 | 福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアG | 高齢者見守りネットワーク事業費 | 見守り意識の醸成と緊急時のルールづくりの周知を目的に研修会等を開催。見守りネットワークが充実することにより、地域で問題を抱える家庭を早期に発見して支援につなげることが可能となる。 |
| 16 | 福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアG | 老人クラブ運営費補助金 | 各老人クラブへ、生きがいづくりを目的に各種活動、健康づくりに係る経費を補助しており、高齢者の居場所づくりにつながる。 |

| | | | |
|----|---------------------|------------------------|--|
| 17 | 福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアG | 老人クラブ連合会補助金 | 単位老人クラブの連合会に自主活動の推進と事務局体制の強化を目指している。高齢者の居場所づくりにつながる。 |
| 18 | 福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G | 地域活動支援センター事業 | 障がい者の日中活動として、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を行うことで、居場所づくりとなる。 |
| 19 | 福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G | 相談支援事業 | 地域における障がい者や家族の相談を受け入れる体制を作る。障がい者とその家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげることが可能。 |
| 20 | 福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G | 地域定着支援 | 単身で生活する障がい者に、連絡体制の確保、緊急時の相談先を確保する。 |
| 21 | 福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G | 障害者虐待防止センター運営補助 | 障がい者虐待防止のための体制づくり。 |
| 22 | 福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G | 障がい児・者支援協議会の開催 | 障害関係施設等のネットワークを作り、関係者による取組の推進を図る。 |
| 23 | こども未来部子育て支援課 | 地域子育て支援センター事業費 | 市立奥沢・赤岩・銭函3保育所に子育て支援センターを併設し、就学前の乳幼児を持つ親とその子どもを対象に地域子育て支援拠点事業を実施している。その中で親子が抱える問題に気づき早期に適切な相談機関につなげることが可能。 |
| 24 | こども未来部子育て支援課 | つどいのひろば事業補助金 | 朝里幼稚園が実施する地域子育て支援拠点事業に対し補助している。就学前の乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。その中で、親子が抱える問題に気づき早期に適切な相談機関につなげることが可能。 |
| 25 | こども未来部子育て支援課 | 放課後児童健全育成事業費（放課後児童クラブ） | 小学生で授業の終了後に保護者が家を留守にしている等監護を受けることができない家庭の児童に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ることを目的に、市内の小学校や塩谷児童センターにおいて放課後児童クラブを開設している。その中で児童や保護者の抱える問題に気づいた場合には、早期に適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 26 | こども未来部こども家庭課 | 要保護児童対策地域協議会の設置 | 要保護児童（被虐待児）等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関での情報共有や支援を協議するための協議会を運営。関係者間の連携強化を図る。 |
| 27 | 保健所健康増進課 | 人材養成事業 | 市内の相談業務担当者向けに研修を行い、自殺に関する相談技術の向上を図る。 |
| 28 | 保健所健康増進課 | 小樽健康づくりウォーキング推進事業 | 健康づくり推進のため、年齢を問わず気軽にできるノルディックウォーキングの普及と、普及を担う市民ボランティアである小樽健康づくりウォーキングサポーターの活動を支援する。 |
| 29 | 教育部生涯学習課 | 父母と教師の会補助金 | 保護者等に対する各種研修会の実施や子どもの登下校の安全等に係る注意喚起・情報提供を行う。相談先についての情報周知を図ることができる。 |
| 30 | 教育部生涯学習課 | 教育支援活動推進事業 | 地域コーディネーターの活用による、学校支援ボランティアの配置、地域子ども教室の開催、家庭教育支援の充実を実施。子どもの居場所づくりにつながる。 |
| 31 | 総務部職員課 | 健康相談、研修、掲示板を用いて啓発等 | 心身状態の確認、知識の普及啓発、相談などの健康管理業務を通して、職員の心身の健康の維持増進を図る。 |
| 32 | 福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G | 障害者自立支援事業 | 要約筆記奉仕員養成、障がい者の自立講演会を行う。自立講演会を通して相談機関等の情報提供の機会となり得る。 |
| 33 | 福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G | 手話通訳者養成事業 | 手話通訳者を養成する講座を開催。手話通訳者の養成により、地域で問題を抱えている方を発見する気づき役の拡充につながる。 |
| 34 | 保健所健康増進課 | 食生活改善推進員養成講座 | 地域において、食生活改善を普及・啓発するボランティア（食生活改善推進員）を養成する。養成講習を通してつなぎ役としての意識を高めてもらう機会となり得る。 |
| 35 | 教育部教育総務課 | 学校職員ストレスチェック | 労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。 |
| 36 | 教育部教育総務課 | 学校職員安全衛生管理事業 | 労働安全衛生法に基づき、健康管理医を任命し、教職員の健康管理を行う。 |
| 37 | 生活環境部地域住民組織担当 | 小樽市総連合町会補助金 | 総連合町会に加入している町内会に対し、地域の青少年育成活動に対する助成金を交付。地域における子どもに対する見守り体制の強化につながる。 |
| 38 | 福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G | 障がい者ハンドブック作成 | 障がい者のための各種制度等の紹介。相談機関等の情報周知を図ることができる。 |
| 39 | こども未来部こども家庭課 | 推進月間における啓発活動 | こども家庭庁において毎年11月を「児童虐待防止月間」と位置づけしており、児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図るため行う。相談機関等の情報周知となる。 |
| 40 | 保健所健康増進課 | 小・中学校、高等学校での健康教育 | 小・中学校、高等学校に出向き、メンタルヘルスや喫煙等に関する健康教育を実施。自分を大切にすること及び困難に直面した時にSOSを出すことについて伝えていく。 |

| | | | |
|----|----------------------|---------------------|--|
| 41 | 保健所健康増進課 | 健康教育 | 疾病の予防及び健康の保持増進、メンタルヘルス等に関する知識を普及する。心の健康に関する知識や各種相談機関についての情報を提供。 |
| 42 | 保健所健康増進課 | 普及啓発事業 | 市民や企業等へ自殺予防チラシの配布を行い、相談窓口の普及啓発を行う。 |
| 43 | 教育部学校教育支援室 (指導担当) | いじめ防止キャンペーン | 啓発資料の配付や研修会等の実施により、いじめ防止対策を推進する。いじめにあった際の相談先の情報等の周知を行う。 |
| 44 | 教育部学校教育支援室 (学務担当) | 学校図書館整備事業 | 学校図書館司書を配置し、学校図書館運営の向上と環境整備を図る。学校図書館を利用して児童生徒等に対する情報提供の場となる。 |
| 45 | 教育部図書館 | 図書館資料の整備充実 | 心の健康関連資料の充実を図る。 |
| 46 | 教育部図書館 | 読書啓発と図書館利用の促進 | 心の健康に関する関連資料展や健康情報コーナーでのリーフレット配布等の普及啓発、情報提供。映画上映会、CDコンサート、おはなし会等の行事による憩いの場の提供や図書館の特性を活かした、気軽に利用できる居場所づくりを実施。 |
| 47 | 福祉保険部保険年金課 | 重複・多剤服薬者への保健指導 | 被保険者から重複・多剤服薬者を抽出して保健指導を行い、医療費の適正化を図る。保健指導の中で必要に応じて適切な相談機関を紹介し、つないでいく。 |
| 48 | 子ども未来部子ども福祉課 | ひとり親家庭等医療費助成事務 | ひとり親家庭等医療費助成。対象者の抱える問題の早期発見と対応の機会になり得る。 |
| 49 | 福祉保険部保険収納課 | 特別徴収員による徴収事務 | 保険料の徴収及び収納事務を行う。対象者の抱える問題の早期発見と対応の機会になり得る。 |
| 50 | 福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G | 自立生活援助 | 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が一人暮らしを希望する際に、定期的な訪問や連絡により自立した生活を支援する。支援の中で必要に応じて適切な相談機関につなげる。 |
| 51 | 福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G | 日中一時支援 | 障がい児・者の日中の活動の場を確保することで介護者の負担軽減を図る。その中で、必要に応じて適切な相談機関につなげることが可能。 |
| 52 | 福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G | 音声機能障害者発声訓練事業 | 咽頭摘出手術をした人に発声訓練する。その中で、必要に応じて適切な相談機関につなげることが可能。 |
| 53 | 福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G | 手話通訳者派遣 | 各種会合等に手話通訳者を派遣して、聴覚障がい者が参加できるようにする。孤立を防ぎ、居場所づくりとなる。 |
| 54 | 福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G | 身体障害者自動車運転免許取得費補助金 | 身障4級以上の障がい者の運転免許取得費用の補助。障がい者の社会参加の促進につながる。 |
| 55 | 福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G | 自立訓練 | 知的、精神障がい者に日常生活を営むのに必要な訓練を行う。その中で、必要に応じて適切な相談機関につなげることが可能。 |
| 56 | 福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G | 児童発達支援 | 未就学児を対象として専門的な療育・訓練を行う。その中で、必要に応じて適切な相談機関につなげることが可能。 |
| 57 | 子ども未来部子ども家庭課 | 養育支援訪問事業 | 保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し養育に関する相談、指導、助言等を行う。その中で必要に応じて適切な相談機関につなげる。 |
| 58 | 子ども未来部子ども家庭課 | 子育て短期支援事業 | 保護者の疾病等により、児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設及び里親宅で短期間、児童を預かる。その中で必要に応じて適切な相談機関につなげる。 |
| 59 | 子ども未来部子ども家庭課 | 利用者支援事業（基本型） | 教育・保育・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、相談、情報提供及び助言等を行う。その中で、必要に応じて適切な相談機関につなげる。 |
| 60 | 子ども未来部子ども福祉課 | 児童扶養手当支給事務 | 児童扶養手当の支給。対象家庭が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 61 | 子ども未来部子ども福祉課 | 災害遺児手当支給事務 | 災害遺児手当の支給。その中で、対象家庭が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 62 | 子ども未来部子ども福祉課 | 母子・父子家庭等自立支援給付事業 | ひとり親家庭の母や父に対し、経済的自立に必要な資格を取得することを支援するための給付を行う（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金）。対象家庭が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 63 | 子ども未来部子ども福祉課 | 母子生活支援施設運営費負担金 | 配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。必要に応じて適切な相談機関につなげる。 |
| 64 | 子ども未来部子ども家庭課 | ひとり親家庭等ヘルパー派遣事業 | ひとり親家庭等に一時的に家事援助が必要になった際、ヘルパーを派遣し生活の安定を図る。対象家庭が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 65 | 子ども未来部子ども発達支援センター | 児童発達支援、放課後等デイサービス事業 | 障がい児及び障がいの疑いのある児童に対し日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行い、児童の健やかな育成を図る。その中で対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 66 | 子ども未来部子ども発達支援センター | 障害児相談支援事業 | 発達の遅れや障がいのある子どもとその家族に対し、課題の解決や適切なサービスの利用ができるよう支援を行う。その中で対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる。 |

| | | | |
|----|---------------|----------------------|--|
| 67 | 保健所保健総務課 | 夜間急病センター運営 | センターにおいて、夜間及び土曜日午後急病にかかった市民の診療を行う（一次救急医療）。対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 68 | 保健所保健総務課 | 在宅当番医制 | 日曜日及び休日の日中に急病にかかった市民の診療を行うため、市内医療機関が当番で診療を行う（一次救急医療）。対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 69 | 保健所保健総務課 | 精神障害者社会復帰施設等通所交通費補助 | 精神障がい者が社会復帰施設等に通所する際の交通費の一部を助成することで経費負担の軽減を行う。社会復帰施設等の居場所への参加につながる。 |
| 70 | 保健所保健総務課 | 自立支援医療（育成医療）給付 | 身体に障がいのある児童に対して、生活機能を取り戻すために必要な医療の給付を行う。その中で、対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 71 | 保健所保健総務課 | 小児慢性特定疾患医療費の支給認定受付 | 慢性特定疾患に罹患している児童又は成年患者に対して、医療を給付する。その中で、対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 72 | 保健所保健総務課 | 障害福祉サービス | 精神障がい者の自立した地域生活に必要な介護や訓練等を行い、社会復帰及び社会経済活動への参加を促す。その中で、対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 73 | 保健所保健総務課 | 精神障害者保健福祉手帳の申請受付 | 精神障がい者の社会復帰の促進と社会参加の向上を図るため、精神障害者保健福祉手帳を交付する。その中で、対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 74 | 保健所保健総務課 | 自立支援医療（精神通院医療）申請受付 | 精神疾患を有する方に対する適正な医療の確保をするため、費用の自己負担を軽減する。その中で、対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 75 | 保健所保健総務課 | 指定難病（特定医療費）等の支給認定受付 | 治療が極めて困難な難病等について、患者の医療費の負担軽減を図る。その中で、対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 76 | 子ども未来部子ども家庭課 | 母子健康手帳の交付 | 母子の健康保持を図るため母子健康手帳を交付。交付の際に妊娠等に関する不安の有無等に関するアンケートや面接を実施。必要に応じて適切な関係機関につなげる。 |
| 77 | 保健所保健総務課 | 医療安全相談 | 医療安全に関する相談に応じる。必要に応じて精神保健福祉相談員等の相談につなげる。 |
| 78 | 子ども未来部子ども家庭課 | 母親・両親教室 | 妊婦とそのパートナー等を対象に、妊娠・出産・育児に関する知識を普及するとともに不安の解消を図る。 |
| 79 | 子ども未来部子ども家庭課 | 乳児家庭全戸訪問 | 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問して、育児の相談に応じるとともに子育てに関する情報を提供し、支援が必要な家庭は適切なサービスの提供につなげる。訪問時、アンケートにより産後うつ傾向のある産婦を早期に発見して早期治療につなげていく。 |
| 80 | 子ども未来部子ども家庭課 | 乳幼児健康診査 | 4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の実施。保護者との面接やアンケートから、必要に応じて関係機関と連携して支援を継続する。 |
| 81 | 子ども未来部子ども家庭課 | 子ども家庭センター | 妊産婦、乳幼児の育児や学童期から思春期の子育て等に関する不安に応じる。必要に応じて関係機関を紹介するなど連携して支援を継続する。 |
| 82 | 子ども未来部子ども家庭課 | 産後ケア事業 | 産後ケアを必要とする産婦に対し、心身の休養の機会を提供し体調の回復を図ると共に、母子の健康管理や育児に関する助言指導を行う。 |
| 83 | 子ども未来部子ども家庭課 | 家庭訪問 | 家庭訪問を行い個別の相談に応じることで、育児に関する不安の解消を図り、必要に応じて関係機関と連携して支援を継続する。 |
| 84 | 保健所健康増進課 | オーラルフレイル予防教室 | 要介護や死亡率とも関係のあるオーラルフレイルについて、周知啓発する。地域版介護予防教室と連携し、その予防について支援する。 |
| 85 | 保健所健康増進課 | 小児歯科相談 | 歯科健診、相談、ブラッシング指導、希望者へのフッ化物塗布等を実施。歯科健診、相談の中で、必要に応じて関係職種と連携して支援を継続する。 |
| 86 | 保健所健康増進課 | 離乳食講習会 | 離乳食についての知識・進め方についての教室を実施。離乳食に関する不安の軽減と仲間づくりを図る。 |
| 87 | 保健所健康増進課 | 家庭訪問 | 家庭訪問を行い個別の相談に応じることで、健康の保持・増進、不安の解消を図り、必要に応じて関係機関を紹介するなど連携して支援を継続する。 |
| 88 | 保健所健康増進課 | 健康相談 | 健康に関する個別の相談に応じて、必要な助言、指導を行う。必要に応じて関係機関を紹介するなど連携して支援を継続する。 |
| 89 | 保健所健康増進課 | エイズ・性感染症相談 | エイズや性感染症等に関する電話相談や検査を実施する。必要に応じて適切な相談機関につなげる。 |
| 90 | 保健所健康増進課 | 精神保健福祉相談事業（こころの健康相談） | 市民からの相談に応じ、精神的健康の向上、精神疾患の早期発見、精神科医療への導入などを行う。 |
| 91 | 建設部建築住宅課 | 公営住宅事務 | 公営住宅の管理事務・公募事務を行う。対象者の抱える問題の早期発見と対応の機会になり得る。 |
| 92 | 建設部建設事業室公園緑地課 | 公園巡視 | 公園の遊具等の定期点検のほか、パトロール車による巡視を随時実施し、公園環境の整備を行う。 |

| | | | |
|-----|----------------------|--------------------------|---|
| 93 | 教育部学校教育支援室 (指導担当) | 就学事務 | 新入学や転校・指定校変更にかかる事務。子どもや家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 94 | 病院局小樽市立病院 | 病院運営 | 自殺のリスクの高い疾患を有する患者等に適切な医療、ケアを提供する。 |
| 95 | 消防本部 | 火災予防 | 安全で安心な生活が送れるよう、住宅用火災報知機の設置の普及に努める。 |
| 96 | 生活環境部生活安全課 | 人権相談業務 | “人権の花運動”について法務局と連携し実施し、人権擁護委員協議会が行う各種活動や「人権相談」の周知を行う。 |
| 97 | 生活環境部青少年課 | 街頭補導業務 | 青少年の非行防止や健全育成のため、青少年センターが行う街頭補導業務。問題を抱えている青少年を早期に発見して支援につなげる機会となり得る。 |
| 98 | 福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G | 居宅訪問型児童発達支援 | 重症の障がいがあり、外出することが困難な障がい児に対し、訪問することで発達支援の機会を確保する。訪問の中で必要に応じて適切な相談機関につなげることが可能。 |
| 99 | 福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G | 放課後等デイサービス | 学校通学中の障がい児に対して、生活能力向上のために訓練を行う。その中で必要に応じて適切な相談機関につなげることが可能。 |
| 100 | こども未来部こども家庭課 | 家庭児童相談員設置 | 児童の性格、生活習慣、学校生活、不登校、非行等について児童や家族から相談を受ける。対象家庭が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 101 | 教育部学校教育支援室 (指導担当) | スクールカウンセラーの配置 | 児童生徒や保護者、教職員に対してカウンセリングを行う。必要に応じて適切な相談機関につなげる。 |
| 102 | 教育部学校教育支援室 (指導担当) | 教育支援センター | 教育支援コーディネーターが、学校と連携しながら家庭訪問等を通じて教育相談や学習支援を行う。その中で子どもや家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 103 | 教育部学校教育支援室 (指導担当) | 小樽市教育支援委員会による教育相談 | 心身に障がいがあると思われる小中学生及び就学予定児童の適切な教育支援を行う。その中で子どもや家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 104 | 生活環境部生活安全課 | 各種相談業務 | 法律に関するあらゆる問題に弁護士が応じる「法律相談」、悩み・心配事の相談に調停経験者が応じる「身の上相談」、官公庁に関する意見・要望に行政相談員が応じる「くらしの行政相談」などを実施。 |
| 105 | 福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアG | 在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業費 | 寝たきりで理美容を受けるのが困難な高齢者及び身体障がい者宅へ理美容師が訪問し、理美容サービスを行う。その中で高齢者とその家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげることが可能。 |
| 106 | 福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアG | 家族介護教室 | 介護サービスの概要、家族の負担にならない介護用品の使用法や調理方法などを講習形式で情報提供する。その中で高齢者とその家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 107 | 福祉保険部介護保険課 | 介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス） | 介護給付の訪問介護相当サービスの提供。サービスの提供の中で、高齢者とその家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげることが可能。 |
| 108 | 福祉保険部介護保険課 | 介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス） | 介護給付の通所介護相当サービスの提供。居場所づくりであるとともに、高齢者とその家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげることが可能。 |
| 109 | 福祉保険部介護保険課 | 介護相談 | 高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談。必要に応じて適切な相談機関を紹介しつないでいく。 |
| 110 | 福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアG | ふれあいパス事業費 | 高齢者の積極的社会的参加を支援する。高齢者の居場所づくりにつながる。 |
| 111 | 福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアG | スポーツ大会開催事業費 | 老人クラブの会員を対象に心身のリフレッシュと健康増進、クラブ間の友好を目的としており、高齢者の居場所づくりにつながる。 |
| 112 | 福祉保険部福祉総合相談室福祉総務G | 福祉除雪サービス事業費 | 高齢者世帯等に冬季間の生活路等の確保など、日常生活の安全確保を目的としている。 |
| 113 | 福祉保険部福祉総合相談室福祉総務G | 成年後見センター関係経費 | 判断能力に欠ける方の生活を保障し、権利擁護を推進する。 |
| 114 | 福祉保険部福祉総合相談室福祉総務G | 地域生活支援事業（成年後見） | 判断能力に欠ける方の生活を保障し、権利擁護を推進する。 |
| 115 | 生活環境部生活安全課 | 多重債務特別相談業務 | 多重債務に関する相談窓口を設置し、必要に応じて弁護士などを紹介する。 |
| 116 | 福祉保険部保険収納課 | 徴収の緩和制度としての保険料納付相談 | 住民から保険料納付に関する相談を受け付ける。対象者の抱える問題の早期発見と対応の機会になり得る。 |
| 117 | 福祉保険部保険収納課 | 保険料の収納 | 滞納者に対する納付勧奨、相談。対象者の抱える問題の早期発見と対応の機会になり得る。 |
| 118 | 福祉保険部生活支援課 | 生活保護受給者自立支援事業 | 生活保護を受給している、ひとり親世帯やひきこもりの家族を抱える世帯等に対し、日常生活や社会生活における自立支援を行う。その中で家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげることが可能。 |
| 119 | 福祉保険部生活支援課 | 被保護者就労支援事業 | 15歳以上65歳未満(高校就学者は除く)の生活保護受給者等を対象に就労支援を行う。 |

| | | | |
|-----|-------------------|----------------------------|--|
| 120 | 子ども未来部子ども福祉課 | 母子父子寡婦福祉資金貸付（北海道の事業の相談、受付） | ひとり親家庭の経済的自立を助け、扶養している子の福祉を増進することを目的として、修学資金など各種貸付を行う。対象家庭が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。 |
| 121 | 子ども未来部子ども福祉課 | 母子・父子自立支援員設置 | ひとり親家庭の生活全般に関すること、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等の相談対応を行う。必要に応じて適切な相談機関につなげる。 |
| 122 | 福祉保険部福祉総合相談室自立支援G | 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業） | 相談支援員や就労支援員が、相談者の悩みを聞いた上で支援プランを作成し、解決方法を検討。また、就労を目指す方の就労体験や就労訓練を受入れてもらえる企業を探し、自立促進を図る。 |
| 123 | 福祉保険部福祉総合相談室自立支援G | 生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） | 仕事を失った後、住むところなくなった方や、そのおそれがある方に対して3か月（延長により最長9か月）を限度として、家賃に当たる額（生活保護基準まで）を支給し、自立促進を図る。 |
| 124 | 福祉保険部福祉総合相談室自立支援G | 生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業） | 働いた経験がない方やひきこもりの方など、すぐに仕事に就くことが難しい方に対して、生活改善や社会生活への参加などの訓練を行うことで、最終的に仕事に就けるよう支援を行う。 |
| 125 | 建設部建築住宅課 | 公営住宅家賃滞納整理対策 | 公営住宅の滞納使用料の効率的収納と自主納付を促進し、住宅使用料収納率の向上を図るため、指定管理者に委託し、滞納整理を行っている。 |
| 126 | 建設部建築住宅課 | 公営住宅建設事業 | 住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に公営住宅を建設する。 |
| 127 | 産業港湾部商業労政課 | 労働者地元定着事業 | 若年者の就労支援、地元定着を図るため、企業説明会や就職に向けた準備セミナーなどを開催。若年者の地域定着を図るとともに就労に向けた支援を行う。 |
| 128 | 産業港湾部商業労政課 | 地域企業魅力発信支援事業 | 企業見学会・企業出前説明会などを通して、高校生及び大学生の就職希望者の就職率及び定着率の向上を図る。 |
| 129 | 産業港湾部産業振興課 | 経営基盤強化事業 | 金融機関との協調融資などを実施し、市内中小企業者の設備近代化や経営安定化を図る。 |
| 130 | 子ども未来部子ども家庭課 | 子育て世帯訪問支援事業 | 家事・子育て等に対し、不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に、訪問支援員を派遣し、家庭の悩み等を傾聴するとともに家事及び育児支援を行う。 |